

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による平成30年度財政援助団体等監査を、都市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

なお、小栗巖監査委員は、同法第199条の2の規定に基づき除斥されたことを申し添える。

平成30年12月14日

小松市監査委員 杉 林 憲 治

# 財政援助団体等監査結果報告書

## 1 監査の対象

団体名 小松市土地開発公社  
所管課 行政管理部管財総務課

## 2 選定理由

小松市土地開発公社は、前回の監査実施から一定の期間を経ていることから監査対象とした。なお、前回は平成 25 年度に実施している。

## 3 監査の種別

財政援助団体等監査

## 4 監査実施日

平成 30 年 11 月 26 日

## 5 監査実施場所

小松市監査委員室

## 6 監査の範囲

平成 29 年度小松市土地開発公社に係る出納その他の事務の執行状況

## 7 監査の執行者

監査委員 杉林 憲治

## 8 監査委員の除斥

監査委員事務局の監査において、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、小栗巖監査委員は除斥する。

## 9 監査の実施手続

監査にあたっては、あらかじめ必要と認められた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め、学識経験者及び監査委員事務局職員がその内容等の検視、検算、抽出照合及び現地確認等の予備監査を行った。

監査当日は小松市監査委員室において、小松市土地開発公社事務局長及び関係職員並びに所管課である行政管理部長ほか管財総務課関係職員同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。

なお、この財政援助団体等監査において、地方自治法第 199 条第 8 項の規定により学識経験者として、北陸税理士会小松支部所属税理士南一栄氏を選任し、予備調査を依頼した。その調査結果及び意見を聴き、これを監査の参考とした。

## 10 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次の通りである。

- (1) 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行なわれているか。
- (2) 事業成績、財政状況は適正に決算書表等に表示されているか。
- (3) 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (4) 会計経理及び財産管理は適切か。

## 11 監査対象の概要

- (1) 名称 小松市土地開発公社
- (2) 設立年月日 昭和 50 年 5 月 20 日
- (3) 目的

公共用地，公用地等の取得，管理，処分等を行なうことにより，地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与する。

- (4) 組織（平成 30 年 4 月 1 日時点）

役員は，理事 7 名（うち理事長 1 名，専務理事 1 名），監事 2 名からなっている。

- (5) 事業内容

ア 次に掲げる土地の取得，造成その他の管理及び処分

- ・ 公有地の拡大の推進に関する法律第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に規定する土地
- ・ 道路，公園，緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地
- ・ 公営企業の用に供する土地
- ・ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
- ・ 史跡，名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
- ・ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し，又は軽減するために特に必要な土地

イ 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業（埋立事業に限る。）並びに地域開発のためにする臨海工業用地，内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業及び当該業務に附帯する業務

ウ 上記業務の他，当該業務の遂行に支障のない範囲内において，次に掲げる業務

- ・ 上記の土地の造成又は事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務
- ・ 国，地方公共団体その他公共団体の委託に基づき，土地の取得のあつせん，調査，測量その他これらに類する業務

## 12 出資状況

出資額 5,000 千円（小松市出資割合 100%）

## 13 監査の結果

監査を実施した範囲において，事務処理，経理状況ともにおおむね良好に執行がされていると認められた。

事務処理上にわたる注意事項については，監査の過程において当事者に指示したので本報告には省略した。

意見・要望は次のとおりである。

### 意見・要望

小松市土地開発公社が先行取得した土地については，市が買戻すことが原則であるが，都市計画の変更等により，長期間市による買戻しがされていない土地がある。

市が今後計画的に整備を進めるために確保する土地であるかの確認を行い，買戻しの予定が無い土地については，広く一般に広報し民間への売却を進めるなど，保有地の解消や有効活用に努めていただきたい。